

氏 名 山本 恭正

学位(専攻分野) 博士(学術)

学位記番号 総研大甲第 2634 号

学位授与の日付 2026 年 3 月 24 日

学位授与の要件 文化科学研究科 比較文化学専攻
学位規則第6条第1項該当

学位論文題目 道の文化遺産実践と地域社会
——熊野地方における文化的景観の創出に関する一試論

論文審査委員 主 査 丸川 雄三
人類文化研究コース 教授
寺村 裕史
人類文化研究コース 准教授
日高 真吾
人類文化研究コース 教授
川村 清志
日本歴史研究コース 准教授
石垣 悟
國學院大學 観光まちづくり学部 准教授

博士論文の要旨

氏 名：山本 恭正

論文題目：道の文化遺産実践と地域社会

——熊野地方における文化的景観の創出に関する一試論

本論文の目的は、熊野地方における古道整備と世界遺産登録を目指す活動を通して、「文化の道」がどのような主体によって、いかなる過程で、文化遺産空間として形成されてきたか。また、「文化の道」と関わる人々がどのように自分たちの日常的な経験を用いて、景観を再構築してきたかを明らかにすることである。さらに、世界遺産に申請する際に作成された登録基準を満たすためのアカデミックなナラティブが、地域社会における文化遺産実践に与えた影響についても考察する。

本論文では、「文化の道」を歴史的な有形文化遺産に限らず、無形文化遺産や現代文化を含めて、行政機関だけではなく観光協会や民間企業、メディア、市民などの幅広い参加と地域から主体的にネットワークが構築され、多様な活動が展開されている道と定義する。熊野地方における世界遺産登録にあたっては、行政組織と地域社会、政治・経済と歴史・民俗との接合や交渉が最大の課題であり、古道をめぐる動きのなかに、その経過が顕著に表れているという。修士論文では熊野参詣道の国家的・国際的な意義が強調されるなかで、地域の人びとの主体的な認識を伴った道への関与は制限される傾向があり、結果的に地域性は喪失していくことを明らかにした。

そこで、本稿では熊野地方における道の文化遺産に関する問題群を整理して提示し、公共性が専門家や文化財保護行政が主導するアカデミックな知識生産や社会実践に取り込まれないための方法論を考察する。公共性は3つの意味に大別することができ、「第一に、国家に関する公的なものという意味、第二に、特定の誰かにではなく、すべての人びとに関係する共通のものという意味、第三に、誰に対しても開かれているという意味」がある。熊野地方における道の公共性は、特定の条件を満たすことで、官と民が協働して、再帰的で順応的な仕組みを構築することが可能になると提言した。この点については、全体を通して、成功例と失敗例を比較する形で考察を試みた。

熊野地方における世界遺産以外の「文化の道」の出現は、アパデュライがいう脊髓型の国家や文化財保護行政を中心に管理・維持される文化統治システムから、市民や地域住民らのネットワークから生じる細胞型のシステムによる地域文化や地域性の創出への移行段階として捉えることができる。ただし、利害関係者間の価値体系を丁寧に調整し、持続可能な文化財保護システムを維持するためには、国家や文化財保護行政による専門性や補助金などのサポートは、必要不可欠である。脊髓型の世界と細胞型の世界を二項の対立する軸として捉えるよりは、むしろ歴史的、学術的、鑑賞的価値等こそが文化財の本質的な価値だとそれまで長期にわたって考えられてきた価値の体系について、積極的な議論を促す専門家や研究者による知識生産や社会実践が重要である。こうした状況において、文化遺産実践という言葉がもつ意味が重要になってくると考える。

私はUNESCOの文化遺産概念のみならず、多様なアクターが文化的かつ草の根の実践に参加・参画できる帰結点として、文化遺産実践という言葉を用いたい。志向性や個人・団体の性格に応じて、自分や自分たちの生き方やアイデンティティを社会のなかで位置取りすることが可能になる。また、文化遺産実践と呼ばれる言葉が広く社会全般に浸透することによって、UNESCOの文化遺産概念に縛られることなく文化遺産という言葉の範囲・幅を広げ、人びとはグローバル化によって希薄化した地域社会のなかで、再帰性を獲得できるようになると考える。文化遺産は、具体的な個々の物件である文化財とは異なり、より集合的、抽象的概念であり、グローバリゼーションとナショナリズムとローカリズムがせめぎ合う場でもある。このことから文化遺産概念は、常に変化し続け、揺らいでいる。欧州評議会が選定した「文化の道」のように、地域性を幅広く文化遺産として捉え、文化遺産は保護されなければならないという前提や「適切な」保護の方法を議論する姿勢と仕組みが必要である。

論文の構成は、第1章で近代において苦難のなかで信仰を継承してきた人びとの実践や自然環境の豊かさがもたらした一部の地域住民たちの記憶や特定の過去が世界遺産における「文化の評価」に反映されなかった点を指摘した。第2章では、熊野古道と熊野学という言葉が誰によって、どのように発明・開発されてきたかを明らかにした。第3章では、霊性的知識人と呼ばれる人びとや高野山と熊野三山といった既存の宗教団体が先導し、専門家や文化財保護行政が中心となって実務を手掛けた結果、熊野参詣道の世界遺産への登録が実現した経緯を説明した。第4章では、世界遺産登録後に生じた地域社会における変化について、エリア毎の道の観光化や文化の序列化について分析した。第5章では、三重県東紀州地域におけるトレイルランニングイベントの開催をめぐった地域社会における混乱と葛藤、希望について、三重県教育委員会の記録を中心に分析した。第6章では、2016年の世界遺産に追加登録された熊野参詣道大辺路の整備・保全を手掛けた大辺路刈り開き隊について論じた。

「文化の道」を担う人びとは、世界遺産に申請する際に作成された登録基準を満たすためのアカデミックなナラティブが、過去に関する「ローカル」な語りを覆い隠したり、抑圧したりする側面に対して、自分たちの日常の経験（登山やウォーキングイベント、スポーツ大会の開催、映画の上映、熊野学における地域研究、語り部観光ガイドなど）を用いて乗り越えようとしてきた。そのなかで起こった三重県におけるトレイルランニングのイベントが、熊野参詣道ではなく、熊野古道において開催されるようになった一連の出来事は、地域社会における文化遺産実践の在り方に大きな影響を与えた。熊野地方においては、外的景観としての世界遺産の道と内的景観としての世界遺産以外の道という住み分けがなされるようになり、専門家や研究者、文化財保護行政の関係者（語り部ガイドを含む）以外は、世界遺産の道に対して、直接的な関与ができなくなりつつある。

最終的に、「文化の道」の公共性が官に回収されず、地域の主体性を損なわずに活動が展開されるためには、①多様な経歴・能力をもつメンバー構成、②アカデミックなプロジェクトへの関与、③観光への積極的な取り組み、④地道で継続的な取り組みによる社会的信頼の獲得、⑤マスメディアやイラスト媒体、SNSの活用などの条件を満たすことだと結論付けた。幅広い文化を護る文化財保護法の理念が、文化遺産実践の現場において必ずしも共有されておらず、指定文化財だけを保護の対象としているわけではないのに、より優

れたものだけが指定され、補助金が得られるという従来の文化財／文化遺産制度において、専門家や研究者は、どのように関与したり、調整したりすることができるのかを考察し、道の文化遺産実践と地域社会の関係性についての提言とした。

Results of the Doctoral Thesis Defense

博士論文審査結果

Name in Full やまもと やすまさ
氏 名 山本 恭正

T i t l e

論文題目 道の文化遺産実践と地域社会
——熊野地方における文化的景観の創出に関する一試論

本論文は、まず熊野地方における古道整備の活動とその後における世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録前後の活動を通して、両者を含んだ熊野地方における「文化の道」が、どのような主体によって、どのような過程で、文化遺産としての景観を形成してきたかを明らかにした。そのうえで、熊野地方における「文化の道」に関わる人びとが、自身の活動実践のなかで熊野地方の文化的景観をどのように再構築してきたかを分析し、これらの活動を通じた地域社会の文化遺産実践のモデルを提示することを目的としたものである。

出願者は、先行研究をもとに世界遺産に関する諸課題を明らかにするとともに、熊野地方における「文化の道」を整備した歴史的経緯を明らかにした。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録前後の動きを丹念に調べ、地域で活動する人びとと文化行政の関係に着目し、その中でおこなわれている文化遺産実践を多角的な視点により分析した。

序論では、本論文の研究目的や先行研究等を示し、問題の所在を整理している。道の呼称や用法、文化財や文化遺産の定義、あるいは文化遺産概念の構築と地域社会について再整理し、文化的景観と公共性の視点からのアプローチとして、景観人類学における内的景観と外的景観が相律するための議論を呼びかけるフォーラムとしての機能をもたせることで、文化遺産実践の方法論を提示する可能性を指摘している。

第1章では、熊野地方における信仰の歴史を振り返るとともに、近世の紀州徳川家新宮藩、近代以降の熊野地方の生業の展開を概観している。宗教政策によって壊滅的な被害を受けた熊野の信仰の継承実践や、基幹生業の近代林業によって生み出された熊野地方の文化の豊かさを丹念に示すことで、世界遺産として記載されている熊野の「文化の評価」が熊野地方における文化的事象のなかの一部であることを検証している。

第2章、第3章では、熊野における世界遺産登録前の活動を概観している。第2章では、世界遺産に登録される前段階に注目した。戦中期に主に国家・天皇制と関係する霊場・史蹟として表象され、山岳の観光資源として再発見される「熊野古道」、霊性的知識人を中心とした熊野の精神性の再発見の中で創出されていく「熊野学」の展開を詳細に検討し、世界遺産登録の素地となっていく熊野の景観や文化的所産を明らかにしている。第3章では、世界遺産登録を前提とした熊野地方における道や社寺の保全の活動事例について、和歌山県、奈良県、三重県の動向を整理した。世界遺産登録の活動が、文化庁主導で進められ、熊野地方における歴史、文化、景観への深い検討や議論が地域社会を取り残した状態でおこなわれたことで、多様な文化的側面を持つ熊野の文化が画一化されていく課題を見出している。

第4章、第5章、第6章では、熊野における世界遺産登録後の動向を分析している。第4章では、世界遺産登録後の熊野地方における「文化の道」の活動事例から、ツーリストを楽しませるための外向的な道と、地域の人びとが独自の価値を見出し楽しむための内向的な道が創出されていく動向を分析した。世界遺産登録というインパクトがもたらされた地域社会において、保存を前提とする文化財や文化遺産的な側面の道と、活用を前提とする娯楽的な側面の道を使い分けることで、保存と活用を両立させる「文化の道」の一つのモデルを示している。第5章では、熊野参詣道伊勢路において大手スポーツブランド企業や観光庁が主導したトレイルランニングイベントの開催に伴う経緯に焦点があてられている。文化財保護行政とトレイルランニングイベントの組織委員のコミュニケーション不足が、文化財や文化遺産を巡る保存と活用を対立させる大きな要因となる実態を描き出し、保存と活用に各々の立場を置く両者の対話が重要であることが的確に示されている。第6章では、第4章で取り上げた大辺路刈り開き隊の活動の意義をさらに掘り下げた。文化財保護行政と協働し、自分たちの意思や主張も反映させながら展開する大辺路刈り開き隊の活動についてフィールドワークを通して丁寧に分析し、地域性を伴う「文化の道」の創出の可能性を明らかにしている。

結論では、各章で展開した論述を踏まえ、熊野地方における「文化の道」をめぐる文化遺産実践のモデルについて、他律性と自律性、保存志向と活用志向が交差するなかで複数の実践主体が併存していることを明らかにした。文化遺産実践の場では、保存か活用か、行政か住民かという単純な対立では整理できないこと、複数の実践主体がそれぞれの独自性を打ち出し、「対話」を重ねながら、活動を実践することで、持続可能なモデルとなることが提示された。

本論文の学術的意義は、指定文化財や世界遺産といった枠組みのなかでの「文化の道」ではなく、むしろ地域のなかで再発見され、文化的な価値化が図られた「文化の道」としての熊野をとらえることで、文化遺産実践のモデルを明らかにしたことである。これは、長期フィールドワークのもとで、文化遺産実践の担い手を対象とした参与観察による分析に基づくものである。その結果、民間団体や地域社会が文化財保護行政と信頼関係を構築し、ともに日本の文化財や文化遺産を担う実践を可能にする視座と方法論を提示することに成功しているといえる。また、文化遺産実践の前提となる「対話」が成立しなかった場合、活動が実現できなくなるというモデルの脆弱性について、第5章のトレイルランニングイベントを巡る論述で示していることは、本論が示すモデルの実証性を高めるものとして評価できる。

次に本論文の社会的意義について、次の3点をあげることができる。第一に、新宮山彦ぐる一歩が単独で再創造した南奥駆道の大部分が、その後、2004年に世界遺産に登録されていることを明らかにすることで、文化遺産の公共性は、国家に一元的に回収されるのではなく、地域の実践から再定義することが可能であることを実証したことである。第二に、尾鷲藪漕隊の文化遺産実践として取り上げた尾鷲トレイルの実践活動では、世界遺産の道と交差するエリアを利用しつつ、実行可能にしている点を取り上げ、行政と地域社会が対立するのではなく、協働しうる文化遺産実践の方法論を提示したことである。第三に、文化遺産をめぐるパブリックな実践について、大辺路刈り開き隊が新たな歴史的事実を発見した事例から、文化遺産実践者自身が、アカデミック分野に新たな知見を提供し、再び実践に活かしていくという往還的な実践と研究の在り方を示したことである。これらは、国家や行政、地域がどのように接続可能なのかについて、具体的かつ実証的に示すものとして注目できよう。

とはいえ本論文にも、課題として指摘すべき点がないわけではない。上述したさまざまな成果を達成しているにもかかわらず、文化遺産実践としながら、「紀伊山地の霊場と参詣道」と同様、同じ道

の世界遺産として、1993年にスペインで登録、1998年にフランスで登録されている「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」や、現在、世界遺産登録に向けて積極的に活動を展開している「四国遍路」の活動実践等との比較について言及できていないことは惜しまれる。これらは、「文化の道」として熊野と共通の文化背景をもった文化遺産であり、これらと比較することができれば、本論文で示した文化遺産実践モデルがより精緻なものになったと思われる。

また、長期フィールドワークの参与観察で得られたであろう現場の人びとの声が必ずしも論文にうまく反映されていない課題がある。これは、聞き取り調査による一次データを本文のなかで効果的に示せていなかったことが要因であろう。

ただし、口頭試問のなかでこれらの点について審査委員が質問したところ、出願者からは明快な回答が得られ、論を補充する用意は十分に整っている。また、上述の課題は、本論文で明らかとなった点を踏まえたものであり、今後、発展的に探究すべきもので、本論文の達成をいささかも損なうものではない。

以上の理由により、審査委員会は全員一致で本論文が博士(学術)の学位授与に値すると判断した。